

一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、建設コンサルタント業の技術と地位の向上及びその業務の進歩改善を図り、もって業界の健全なる発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、講習会、講演会等の開催
- (2) 建設コンサルタント業の研究と行政等への企画、提案
- (3) 行政等からの調査等受託
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 静岡県内に本店を置く「建設コンサルタント登録規程」（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録業者で当法人の事業に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金と会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が1年以上なされなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 第7条第1項第1号の登録業者でなくなったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を議決する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、副会長がその任にあたる。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。又、3名以内を副会長とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第25条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第30条 当法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、又、相談役は役員経験者の中から、理事会においてそれぞれ任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第31条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。相談役は会長の相談に応じるものとする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織等を記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第41条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更すること

ができる。

(解散)

第43条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第8章 委員会及び事務局

(委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第46条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	森	崎	祐	治
設立時理事	齋			秀
設立時理事	竜	野	輝	夫
設立時理事	根	本		健
設立時理事	鶴	田	忠	男
設立時理事	服	部	剛	明
設立時理事	花	村	好	治
設立時理事	藤	山	義	修
設立時理事	吉	田	英	司
設立時代表理事	齋			秀
設立時監事	大	年	和	夫
設立時監事	松	永	伸	夫

(設立時役員の任期)

第50条 当法人の設立時役員の任期は、第27条の規定にかかわらず平成21年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員

「省略」

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年4月13日

設立時社員 以下「省略」